

# 災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。



## 1. 制度概要

- （1）災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- （2）都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
  - ① 災害により一定数以上の**住家の滅失（全壊）**が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
  - ② 多数の者に**生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等**（令第1条第1項第4号）

|             |       | 市町村（基礎自治体）                         | 都道府県                                        |
|-------------|-------|------------------------------------|---------------------------------------------|
| 救助法を適用しない場合 |       | <b>救助の実施主体</b> （基本法5条）             | 救助の後方支援、総合調整（基本法4条）                         |
| 救助法を適用した場合  | 救助の実施 | 都道府県の補助（法13条2項）                    | <b>救助の実施主体</b> （法2条）<br>（救助実施の区域を除く（法2条の2）） |
|             | 事務委任  | <b>事務委任を受けた救助の実施主体</b><br>（法13条1項） | 救助事務の一部を市町村に委任可<br>（法13条1項）                 |
|             | 費用負担  | 費用負担なし（法21条）                       | 掛かった費用の最大100分の50<br>（残りは国が負担）（法21条）         |

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

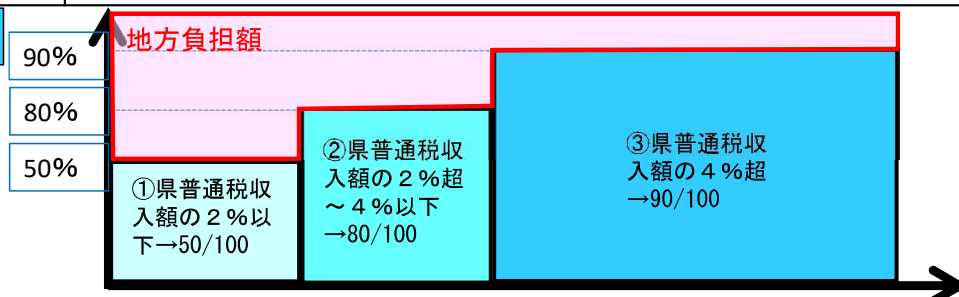
|                          |                              |                    |
|--------------------------|------------------------------|--------------------|
| （1）避難所の設置（S22～）          | （5）被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～） | （9）学用品の給与（S22～）    |
| （2）応急仮設住宅の供与（S28～）       | （6）医療及び助産（S22～）              | （10）埋葬（S22～）       |
| （3）炊き出しその他による食品の給与（S22～） | （7）被災者の救出（S28～）              | （11）死体の捜索・処理（S34～） |
| （4）飲料水の供給（S28～）          | （8）住宅の応急修理（S28～）             | （12）障害物の除去（S34～）   |

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第3条第2項）

## 3. 救助の基本5原則

|           |                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○平等の原則    | 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。                                   |
| ○必要即応の原則  | 応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。                     |
| ○現物給付の原則  | 法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食事、住まい等についての <b>法による救助は、現物をもって行う。</b>                                     |
| ○現在地救助の原則 | ・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の現在地において救助を行う。<br>・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。 |
| ○職権救助の原則  | 応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を行う。                                                  |

## 4. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
 国庫負担額 = ①（20億円の50%） + ②（20億円の80%） + ③（残り60億円の90%） = 計80億円